

岩国市犯罪被害者等支援条例

[令和5年4月1日施行]

岩国市では、犯罪行為により心や体が傷つき苦しむ被害者やそのご家族を支援するとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、基本理念や責務、支援について基本となる事項を定めた条例を制定しています。

理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係者相互の連携・協力のもとで支援を推進すること

責務

市の責務

- 犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、実施する

市民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する
- 二次的被害が生じないように配慮する
- 犯罪被害者等支援に関する施策に協力する

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する
- 労働環境を整備するとともに、二次的被害が生じないように配慮する
- 犯罪被害者等支援に関する施策に協力する

相談・助言

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。



市が実施する支援

経済的支援

故意の犯罪行為によって死亡したり大きな怪我を負ったりした場合や、性犯罪被害に遭った場合に、支援金や助成金による支援を行います。



遺族支援金

遺族子育て支援金

重傷病支援金

性犯罪被害支援金

生活サポート費助成金

一時保育費助成金

居住費等助成金

法律相談費助成金

岩国市犯罪被害者等総合的対応窓口（くらし安心安全課内）

相談電話

0827-29-5018

月～金

8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

あなたにできる被害者支援、 考えてみませんか？

犯罪の被害に遭った人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、
事件が解決した後も様々な問題を抱えることになります。

犯罪の被害に遭った人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、私たちにできることは何でしょうか？

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョuttoちゃん」



考えてみてください。もしも自分や 家族が犯罪の被害に遭ったら…

事件による直接的な心身の被害以外にも様々な被害が降りかかることが少なくありません。

- 心身の不調
- 予期せぬ経済負担
- 就労・収入への影響
- 精神的・時間的な負担



「二次的被害」という言葉を知っていますか？

直接的な被害を受けた後に、周囲の言動等から受ける精神的苦痛や、それに伴う経済的な損失等をいいます。



- 近所や職場でのうわさ、誹謗、中傷、偏見
- 周囲からの無神経な言葉や視線
- メディアの過剰取材
- SNSによるプライバシーの拡散

犯罪被害に苦しんでいる人たちに私たちができること

被害者に寄り添った支援が大切です

被害者を「助ける」という考え方ではなく、相手の気持ちや状況をよく考えて、「寄り添う」という気持ちを持つことが大切です。

生活支援

家事や子どもの世話などで困っていることがあれば支援する。



話し相手

親身になって話を聴いたり、相談相手になったりする。



見守り

普段どおりに接しながらしっかりと見守る。



「頑張って」や「早く忘れなさい」など、周囲の人にとっては
慰めや励ましのつもり言葉や行為でも、
逆に被害者を傷つけてしまうことがあります。



条例や相談窓口一覧表など、こちらからご覧ください。